

調 書 (決定)

事件の表示	平成20年(ク)第416号
決定日	平成20年6月20日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	近藤 崇 晴 藤田 宙 靖 堀籠 幸 男 那須 弘 平 田原 睦 夫
当事者等	抗告人 mrkono
原裁判の表示	東京高等裁判所平成20年(ラ)第393号(平成20年3月28日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

平成20年6月20日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 関 口 博

印